

排水設備設置義務の免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市公共下水道事業条例施行規程第4条の2及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第6条の規定による許可をするに当たり、排水設備設置義務の免除の要件等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 下水道法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (2) 免除許可 京都市公共下水道事業条例施行規程第4条の2又は京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第6条の規定に基づく排水設備の設置義務の免除許可をいう。
- (3) 免除下水 免除許可を受けて公共用水域（次に掲げるものをいう。以下同じ。）に排除する下水をいう。
 - ア 公共下水道に流入しない河川、湖沼、その他公共の用に供される水域及び地下水
 - イ 京都市水路等管理条例第2条第1号に規定する水路等及び同条第2号に規定する農業用水路等のうち、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「公営企業管理者」という。）が管理していないもの
- (4) 排除施設 免除下水を公共用水域に排除するための施設をいう。
- (5) ドレン排水 空調設備、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器又は家庭用燃料電池システム（以下「空調設備等」という。）から排除される排水であつて、1日の最大排水量（複数の空調設備等が設置された建築物等については、その総量とする。）が1立方メートル未満であり、かつ、排水設備（汚水を排除するために設置されるものに限る。）への排除が困難であるものをいう。

(免除許可の申請)

第3条 免除許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、免除下水の排除を開始しようとする日の30日前までに、排水設備設置義務の免除の許可申請書（様式第1号）により公営企業管理者に申請するものとする。

- 2 現に免除許可を受けている者が、当該免除許可の期間の満了後も継続して免除許可を受けようとするときは、当該期間の満了日の30日前までに、排水設備設置義務の免除の許可申請書（継続）（様式第2号）により公営企業管理者に申請するものとする。
- 3 免除許可を受けた後に申請内容を変更しようとする者は、変更予定日の30日前までに、排水設備設置義務の免除の許可申請書（変更）（様式第3号）により公営企

業管理者に申請するものとする。

4 前3項の申請をするときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 排除施設及び排水系統が確認できるもの（原水（前3項の者が使用する水をいう。以下同じ。）の取水口及び当該取水口から免除下水を排除しようとする公共用水域までの系統が確認できる図面を含む。）
- (2) 免除下水を排除しようとする敷地の平面図
- (3) 原水の取水及び免除下水の排除をしようとするにつぎ、排除先の施設、河川その他の公の営造物を所管する管理者（以下「施設等管理者」という。）の許可を得ていることが証明できるもの
- (4) 免除許可申請の対象とする下水の水質試験の結果（申請の日前30日以内に実施されたものに限る。）
- (5) 免除下水の排除に係る申請者の体制及び設備が確認できるもの
- (6) その他、公営企業管理者が必要と認めるもの

（免除許可の決定等）

第4条 公営企業管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、次の各号の要件が満たされていると認めるとき又は特に必要と認めるときは、排水設備設置義務の免除の許可申請書及び前条第4項の書類が全て事務所に到達した日から起算して20日以内に、申請者に免除許可を与えることを決定するものとする。

(1) 免除許可申請の対象である下水が次のことを満たすこと。

ア 下水道法施行令第6条（同条第2項の規定を除く。）に規定する放流水の水質の技術上の基準（下水道法第2条第8号に規定する処理区域のうち、本市内の終末処理場に適用される最も厳しい基準とする。）に適合していること。

イ し尿を含まないこと。

ウ 公共用水域に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

(2) 申請者において、次のことを満たすように体制及び設備が整備されていること。

ア 免除下水を水質技術基準に適合させ、かつ、恒常的、安定的に水質を維持することができること。

イ 継続的に第6条第1項の規定による免除下水の水質試験を実施し、その結果を記録するとともに、水質を良好に維持することができること。

ウ 排除施設と排水設備（緊急時に公共下水道に排出するための排水設備は除く。）が完全に分離されていること。

エ 原水の取水量及び免除下水が排除施設から排除される量を計測し、継続的に記録することができること。

オ 排除施設について、その使用状況及び排水系統が容易に確認できる構造となっていること。

(3) 申請者が、免除下水を公共用水域に排除しようとする事業場に関して、申請の

日前5年以内に下水道法又は関連する法令に違反した事実がないこと。

- 2 公営企業管理者は前条第4項第4号の水質試験の結果に応じ、申請者が実施する免除下水の水質試験の項目及びその頻度に係る条件を、前項の免除許可に付すものとする。
- 3 第1項の場合において、同項各号の要件が満たされていないとき（公営企業管理者が特に必要と認めるときを除く。）は、公営企業管理者は、起算日から起算して20日以内に、申請者に免除許可を与えないことを決定するものとする。
- 4 公営企業管理者は、第1項の規定による免除許可の決定をしたときは排水設備設置義務の免除の許可通知書（様式第4号）により、前項の規定による不許可決定をしたときは排水設備設置義務の免除の不許可通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、前条第2項及び第3項の規定による申請について準用する。

（免除許可の期間）

第5条 免除許可の期間は、免除許可を受けた日から1年間とする。ただし、公営企業管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（水質試験の実施及び報告）

- 第6条 免除許可を受けた者（以下「被免除者」という。）は、公営企業管理者が第4条第2項の規定で定めた項目及び頻度に基づき免除下水の水質試験を実施しなければならない。
- 2 前項の水質試験のための試料は、免除下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
 - 3 第1項の水質試験は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）及びJIS K 0102-1から-5（工業用水・工場排水試験方法）までに規定する方法により、計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明の事業の登録を受けた事業所（申請者が当該登録を受けた者であるときは、その者を除く。）又は公的機関に実施させなければならない。
 - 4 被免除者は、公営企業管理者が定めるところにより、第1項の水質試験の結果を公営企業管理者に報告しなければならない。
 - 5 被免除者は、第1項の水質試験の結果の記録を5年間保存しなければならない。

（立入検査）

第7条 公営企業管理者は、必要と認めるときは、排除施設及び排水設備等について、立入検査を行うことができる。

（廃止）

第8条 被免除者は、免除許可の期間において、その免除許可に係る排除施設の使用を廃止したときは、廃止した日から起算して30日以内に、排除施設使用廃止届出書（様式第6号）により、公営企業管理者に届け出なければならない。

（氏名等の変更）

第9条 被免除者は、免除許可の期間において、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書（様式第7号）により、公営企業管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (2) 事業場の名称
- (3) 排除施設の所在地

（地位の承継）

第10条 免除許可の期間において、被免除者から当該免除許可に係る排除施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該被免除者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を承継届出書（様式第8号）により、公営企業管理者に届け出なければならない。

（監督処分等）

第11条 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第38条の規定に基づき、免除許可の取消しその他の必要な措置を講じることができる。

- (1) 虚偽の申請により、免除許可を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 第3条に規定する免除許可の申請を行わずに公共用水域に下水を排除したとき。
- (3) 被免除者について、免除許可を受けた後、第4条第1項の規定を満たさないこととなったとき。
- (4) 第6条に規定する水質試験の実施又は報告を怠ったとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

（ドレン排水に関する特例）

第12条 ドレン排水の公共用水域への排除については、第3条から前条までの規定（第7条及び前条第5号を除く。）は適用しない。

- 2 ドレン排水を排除する者は、排除先において溢水等が発生しないよう配慮しなければならない。
- 3 ドレン排水を排除する者は、空調設備等について、ドレン排水の排除の状況等を容易に点検し、又は確認することができる構造としなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、排水設備設置義務の免除の要件等に関し必要な事項は、公営企業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正前の排水設備設置義務の免除に関する要綱第 3 条により免除の許可を受けている者については、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(様式第 1 号)

年 月 日

排水設備設置義務の免除の許可申請書

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

(申請者)

住 所

氏 名

下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき、排水設備設置義務の免除の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

排除施設の所在地		
事業場名称	TEL	
目的		
原水の種類		
排除する河川等の名称		
使用開始予定日	年 月 日	
取水量と排除量	取水量	m ³ /日
	排除量	m ³ /日
備考		

(添付図書)

- (1) 排除施設及び排水系統が確認できるもの(原水の取水口及び当該取水口から免除下水を排除しようとする公共用水域までの系統が確認できる図面を含む。)
- (2) 免除下水を排除しようとする敷地の平面図
- (3) 原水の取水及び免除下水の排除をしようとするにつぎ、施設等管理者の許可を得ていることが証明できるもの
- (4) 免除許可申請の対象とする下水の水質試験の結果(申請の日前 30 日以内に実施されたものに限る。)
- (5) 免除下水の排除に係る申請者の体制及び設備が確認できるもの
- (6) その他、公営企業管理者が必要と認めるもの

(様式第2号)

年 月 日

排水設備設置義務の免除の許可申請書（継続）

（あて先）

京都市公営企業管理者上下水道局長

（申請者）

住 所

氏 名

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき、排水設備設置義務の免除の許可を継続して受けたいので、下記のとおり申請します。

記

排除施設の所在地		
事業場名称	T E L	
目的		
原水の種類		
排除する河川等の名称		
既許可満了日	年 月 日	
取水量と排除量	取水量	m ³ /日
	排除量	m ³ /日
備考		

（添付図書）

- (1) 排除施設及び排水系統が確認できるもの（原水の取水口及び当該取水口から免除下水を排除しようとする公共用水域までの系統が確認できる図面を含む。）
- (2) 免除下水を排除しようとする敷地の平面図
- (3) 原水の取水及び免除下水の排除をしようとするにつき、施設等管理者の許可を得ていることが証明できるもの
- (4) 免除許可申請の対象とする下水の水質試験の結果（申請の日前30日以内に実施されたものに限る。）
- (5) 免除下水の排除に係る申請者の体制及び設備が確認できるもの
- (6) その他、公営企業管理者が必要と認めるもの

(様式第3号)

年 月 日

排水設備設置義務の免除の許可申請書（変更）

（あて先）

京都市公営企業管理者上下水道局長

（申請者）

住 所

氏 名

年 月 日付けで受けている排水設備設置義務の免除の許可に係る
内容に変更が生じたため、下記のとおり申請します。

記

排除施設の所在地	
事業場名称	TEL
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

（変更の内容）

	変更前	変更後
目 的		
原 水 の 種 類		
排除する河川等の名称		
取 水 量	m ³ /日	m ³ /日
排 除 量	m ³ /日	m ³ /日

(様式第4号)

年 月 日

排水設備設置義務の免除の許可通知書

(あて先)

住 所

氏 名

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除について、
下記のとおり、許可します。

記

1 排除施設の所在地

2 事業場名称

3 目的

4 免除の許可の期間

年 月 日から

年 月 日まで

5 免除の許可の条件

別紙のとおり

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内で

あっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(様式第5号)

年 月 日

排水設備設置義務の免除の不許可通知書

(あて先)

住 所

氏 名

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除の許可について、下記の理由により不許可となりましたので通知します。

記

(不許可の理由)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(様式第6号)

年 月 日

排 除 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

(申請者)

住 所

氏 名

年 月 日付けで受けている排水設備設置義務の免除の許可に係る
排除施設の使用を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

排 除 施 設 の 所 在 地	
事 業 場 名 称	TEL
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

(様式第7号)

年 月 日

氏 名 変 更 等 届 出 書

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

(申請者)

住 所

氏 名

氏名（住所、事業場名称、所在地）に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

排除施設の所在地		
事業場名称	TEL	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	

(様式第8号)

年 月 日

承 継 届 出 書

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

(申請者)

住 所

氏 名

排水設備設置義務の免除の許可に係る申請者の地位を承継したので、下記のとおり届け出ます。

記

排除施設の所在地		
事業場名称	TEL	
承継年月日	年 月 日	
承継の原因		
被承継者	住所	
	氏名	